

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立原山中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童（生徒）が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつ。
- 2 いじめを発見したら、迷わず介入し、止める。
- 3 いじめを受けた生徒を絶対に守り抜く。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 5 いじめを行った生徒に対し、成長支援の視点をもち、毅然とした態度で指導する。
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整える。
- 7 いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察等関係機関と必ず連携する。
- 8 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるよう働きかける。
- 9 いじめを受けた生徒に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 10 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、主任児童委員、民生委員、学校運営協議会委員
※ 必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開 催
 - ア 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内 容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策会議

- (1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、各生徒委員会委員長、各学級委員
- (3) 開 催：各学期に1回程度
- (4) 内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、原則、各委員会の委員長や各部活動の部長、各学級の学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

以下のような「学校いじめ防止プログラム」を実施する。

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 授業参観等で道德の授業を保護者や地域に公開を通して、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ・学校独自の簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：全学年、年間計画に位置付け、実施する。

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○児童（生徒）の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォンを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生の2学期に実施

7 「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」に参加して

○参加した生徒は、

- ・生徒会本部役員会議に報告し情報を共有する。
- ・生徒会が中心となる取組にその趣旨を反映させる。

いじめ撲滅を目指したキャンペーン

子どもいじめ対策会議

生徒会朝礼での生徒への訴え

○参加した教員は

- ・いじめ防止に係る研修会で報告し、情報を共有する。

8 「心を潤す4つの言葉推進運動」

○各学期はじめの1週間程度、職員・生徒・保護者による朝のあいさつ運動を行う。

○各学期に2日間、職員による下校指導を行う。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等
 - (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等
 - (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている等
 - (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる等
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

ICT の活用：各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童（生徒）への声かけ、面談の実施等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：年3回以上 ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。
面談した生徒について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（生徒の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係わる状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎学期実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年間行事予定に教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか教育相談室の充実

5 生徒アンケート、保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：学校独自のアンケートを年3回実施する。（6月、11月、2月）
- (2) アンケート結果の活用

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：2ヶ月に1回程度を目標に教育相談部会に参加
- (2) 学校運営協議会委員

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、校長を補佐し、情報の集約、組織的な対応の指揮を行う。

構成員を招集するとともにいじめ対策委員会を招集する。

○教務主任は、いじめ対策委員会を運営し、情報の集約を行う。

○担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する

担当する学年の生徒の情報収集を行う。

担当する学年の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

○生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。

生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整える。

校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。

生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整える。

校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○特別支援コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○養護教諭は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。

生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整える。

校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○部活動の顧問は、事実の確認のため情報収集を行う。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

担当する部活の生徒の情報収集を行う。

担当する部活の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

○さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。

○スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒又は保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ）学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高め、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、校内研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の確認（4月 職員会議）
- (2) 「特に配慮が必要な児童生徒」（4月 職員会議）
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」の修正（11月 職員会議）

2 校内研修

- (1) 「生徒指導に係る伝達研修」（8月 研修）
- (2) 「教育相談校内研修」（8月 研修）
- (3) 『人間関係プログラム』に係る伝達研修（8月 研修）

X 子どもの意見の反映

1 児童生徒のいじめ問題についての捉え

令和7年度「ストップいじめ！」スローガン
『認め合おう 相手も知って 尊重しよう』

2 児童（生徒）の「ストップいじめ！」に向けた取組

- (1) NHGの策定：原山中独自のいじめ防止スローガンを中央委員会が中心となって策定
- (2) NHGの啓蒙：中央委員会が作成した紹介動画を各クラスで紹介
- (3) 各クラスでのいじめ防止スローガンの制定：6月のいじめ撲滅強化月間に各クラスの現状を踏まえて、生徒同士の話し合いで決定
- (4) 原山中学校区の実施：原山中学校、仲本小学校、原山小学校の3校であいさつ運動の実施

原山中学校 いじめを防止するための取り組み

NHG動画



原山中学校に制定されている目標を変更し、紹介動画を作成したことで生徒の関心を高めました。

NHGの掲示



原山中学校に制定されていた目標を変更しました。各クラスで週の目標として、活用しています。

ポスター



六月のいじめ防止月間に合わせ、各学級でいじめ防止スローガンを考えました。